

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. この仕様書は、岸和田市の発注する土木工事の施工に適用する。
2. この仕様書でいう用語の定義は下記による。
 - (1) 監督員とは、発注者が定め、当該工事を担当し、その施工を監督する者をいう。
 - (2) 検査員とは、発注者が定め、当該工事の竣工、出来高、随時、及び手直しの検査を行なう者をいう。
 - (3) 設計図書とは、金抜き設計書、図面、仕様書（別に定める仕様書（以下特記仕様書という）を含む）及び現場説明事項をいう。
 - (4) 指示とは、監督員が請負者に対し、権限の範囲内で必要な事項を示し、実施させることをいう。
 - (5) 承諾とは、請負者から申し出た事項に対し、監督員が権限の範囲内の事項について書面により同意することをいう。
 - (6) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で合議することをいう。
3. この仕様書に記載されていない事項、又は特殊な工事については、別に定める特記仕様書によるものとする。
4. 設計書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
5. 請負者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、監督員と協議しなければならない。
6. 請負者は、設計図書に明記されていない部分で施工上当然必要と認められる事項については、監督員の指示に従って請負者の負担で施工するものとする。

1-1-2 施工計画書

1. 請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を監督員に提出し承諾を得なければならない。
この場合請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。
 - (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理
 - (5) 指定機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) 再生資源の利用の促進
 - (14) その他
2. 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど該当工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
3. 監督員が指示した事項については更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-3 安全管理

1. 一 般
 - (1) 工事現場の安全管理については、関係法規の定めによるほか、本仕様書に基づいて行なうこと。
 - (2) 本節は下記と密接な関係にあるので、関連事項については十分留意すること。
 - (7) 道路管理者及び警察署長による工事許可条件

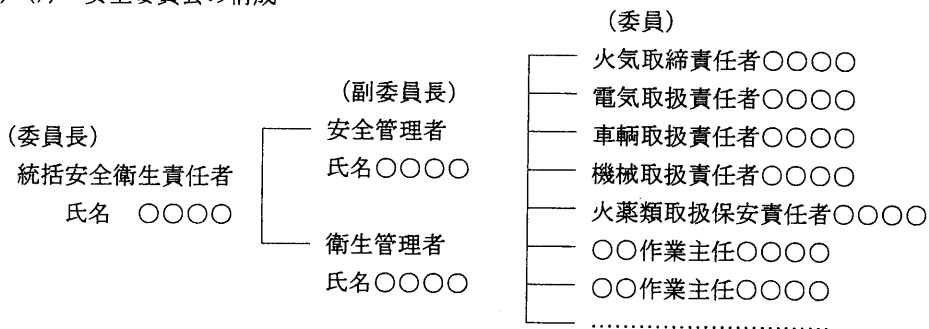
- (イ) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（総理府・建設省第3号 昭和35年）
- (ロ) 道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通達 昭和37年）
- (ハ) 工事現場における保安施設等の設置基準
- (ニ) 埋設物管理者等による施工条件
- (ホ) 労働安全衛生法（法第57号 昭和47年）並びに労働基準法（法第49号 昭和22年）
- (ヘ) ガス爆発事故の防止に関する通達法令
- (ヘ) 酸素欠乏症防止規則（労働省令第42号 昭和50年改正）
- (ヘ) 高気圧作業安全衛生規則（労働省令第40号 昭和52年改正）
- (コ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達 平成5年1月12日）
- (カ) 土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達 平成10年3月19日）

2. 安全管理組織

- (1) 工事現場に安全対策責任者を置き、公衆に対し危害防止のために施工方法を検討し、安全施工の確立を図ること。
- (2) 安全管理に関する事項の周知徹底を図り、又日常の活動を円滑に運ぶために、安全管理組織を定めること。なお指令、命令は作業従業員にまでゆきわたるようにすること。
- (3) 安全管理組織の構成表

安全管理組織は統括安全衛生責任者、安全管理者、衛生管理者、作業主任者の氏名、並びに活動方針等について下記の例を参考にして記述すること。

(例) (ア) 安全委員会の構成



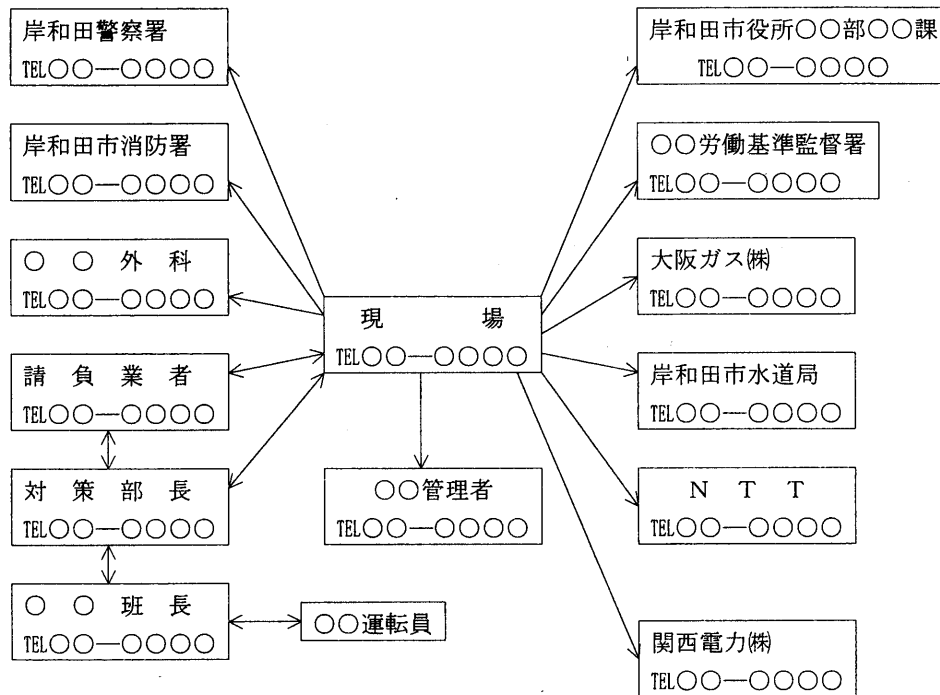
(注) 安全委員会を設けない場合は、安全管理組織表とする。

(イ) 活動方針

- | | |
|-------|---|
| 目 標 | 工事期間中無事故無災害を目標として、作業従業員全員に安全の認識を高揚するため、毎月1日を月間安全日と定め、安全教育を行ない徹底を期す。 |
| 安全委員会 | 毎週月曜日安全委員会を開催し、現場作業の安全計画の検討及び実施に対する結果の確認をし、その週の安全管理の重点事項を決定し、各安全委員を通じ作業従業員に周知させる。 |
| 安全の点検 | 各作業日毎に担当安全委員は、作業前に当日の作業についての安全項目を作業従業員に指導し、徹底させる。
.....以下略。 |

(ウ) 事故発生時の措置

連絡系統図……………次の図の通り



3. 安全教育

請負者は、元請、下請を問わず一貫して、従業員及び労務者に対して安全教育を行ない、特に「建設工事公衆災害防止対策要綱」の重要事項については徹底を図ること。

4. 住民への広報

災害発生時あるいは災害発生のおそれを生じた場合は、直ちに付近住民にたいして広報活動及び非難誘導等の措置をとること。

5. 安全管理パトロール

(1) 工事現場の安全管理パトロールは、現場関係者のほか会社組織によっても必ず行ない相互に協調して事故防止につとめること。

(2) 安全管理のパトロールに関して、本市より報告書の提出を求めることがある。

1-1-4 工事現場発生品

工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

1-1-5 施工検査

1. 請負者は主要な工事段階の区切等で、設計図書で指示した事項及びあらかじめ監督員の指示した事項は、監督員の検査を受けなければならない。
2. 請負者は、工事が終了したとき、又は既済部分の出来型について支払いの請求をするときは、手続き前に検査員の検査を受けなければならない。
3. 前記各項の検査にあたっては、現場代理人、及び主任技術者（監理技術者）は検査に立会しなければならない。
4. 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき監督員及び検査員の指示に従わなければならない。

1-1-6 品質管理及び施工管理

請負者は別に定める「土木工事施工管理基準」により品質管理及び施工管理を行い、記録及びその成果品を監督員に提出しなければならない。

1-1-7 工事現場管理

1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達 平成10年3月19日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
2. 請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において、別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起ささないように処置しなければならない。
3. 請負者は、工事施工中監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
4. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
5. 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかねばならない。
6. 請負者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
7. 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。
8. 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
9. 請負者は、工事用車輛による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
10. 請負者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
また、請負者は、工事で歩行者用通路の形態を変更し、誘導員が不在となる日祝日、夜間工事等では、仮設の点字ブロック等を設置するものとする。
11. 請負者は、特定建設作業を伴う工事を施工するときは、「騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達 昭和51年3月2日）」及び「岸和田市環境保全条例（51年3月31日、岸和田市条例第17号）」並びに関係法令の定めるところにより騒音、振動公害を防止し、住民の生活環境の保全に努めなければならない。
12. 請負者は、工事用搬入路として道路を使用するときは、道路を常に良好な状態に維持して、住民の生活環境に係る被害を発生させないよう注意しなければならない。
13. 請負者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達 平成5年1月12日）」を遵守して災害の防止をはからなければならない。
特に工事施工に先立ち、次に掲げる事項に留意して適切な措置を講じ、安全を確保しなければならない。
 - (1) 工事現場に安全対策責任者を置き、公衆に対し危害防止のために施工方法を検討し、安全施工の確立を図ること。
 - (2) 請負者は、元請、下請を問わず一貫して、従業員及び労務者に対して安全教育を行ない、特に「建設工事公衆災害防止対策要綱」の重要事項については徹底を図ること。
 - (3) 工事現場付近の住民対策を十分に行ない、その結果を監督員に報告すること。
 - (4) 地下埋設物の現況を十分に調査し、その位置及び内容を確認して、施工方法を検討したうえ、監督員と協議すること。

14. 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに工事事務報告書を提出しなければならない。

1-1-8 仮設工事

1. 仮設工事で、特に設計図書及び特記仕様書に構造、寸法等が明示されているものについては、請負者の都合によってその内容を変更してはならない。
ただし、指定する構造で施工することが困難な場合は、監督員の承諾を得て変更することができる。
2. 仮設工事で、設計図書及び特記仕様書に、特に内容を明示していないものについては、請負者の責任において計画し、工事に支障のないよう施工しなければならない。

1-1-9 諸法規の遵守

請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用適用は請負者の責任において行なわなければならない。

1-1-10 官公庁への手続

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。
3. 請負者は、前項に規定する提出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
4. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
5. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
6. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、請負者の行うべきものにつき、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
7. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-11 休日及び就業時間

1. 工事実施の都合上休日又は夜間等の作業を必要とする場合は、あらかじめ監督員に届け出なければならない。
2. 監督員の勤務する日は臨機の処置をとる必要がある場合を除き、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例によるものとする。
3. 本市が、期間内に竣工の見込みがないと認めたとき、並びに応急を要する事故発生の場合は、増員、残業又は夜間作業を請負者に命ずることがある。

1-1-12 工事測量

1. 請負者は、工事契約後直ちに測量を実施し、仮BMの設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。なお、仮BMを設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。
2. 測量標は、位置及び高さの変動のないように適切な保護をしなければならない。
3. 用地巾杭、仮BM及び重要な工事用測量標は原則として移設してはならない。
ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
4. 設置した丁張等について、監督員が施工上必要期間の保存を求めたときは請負者はこれに応じなければならない。
5. 設置した丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識は、請負者が設置し監督員が指示したものは検査を受けなければならない。

1-1-13 用地関係

発注者が確保する以外で請負者が施工上必要とする工事用地等については監督員と協議のうえ、請負者の責任と負担において確保しなければならない。なお、この用地については、土地所有者及び関係者との契約等を遵守しなければならない。

1-1-14 提出書類

1. 請負者は、別に示す様式により指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 請負者は、工事関係資料を他に公表又は貸出しする場合は、監督員と協議するものとする。

1-1-15 跡片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。